

議事要旨(4) リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理に関する実務上の取扱いについて

冒頭、小賀坂副委員長より、2014 年 6 月に公表した実務対応報告第 31 号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」において、別途定めるとしていた、同スキームに係る契約変更時における借手の会計上の取扱いについての対応を検討したい旨の説明がなされ、また、神谷客員研究員より、説明資料[審議事項(4)]に基づき、詳細な説明がなされた。

説明された内容に対する委員からの主なコメントは次のとおりである。

(全般的なコメント)

- ある委員より、本件を十分に議論することは重要ではあるが、ASBJ におけるリソースに制約がある中で、IASB/FASB のリース・プロジェクトに関する意見発信などの重要な業務があることを踏まえれば、例えば、オペレーティング・リース取引からファイナンス・リース取引への契約変更を検討対象を限定するなど、本件の検討すべき範囲は必要最小限にすべきであるとの意見が示された。
- ある委員より、実務上の取扱いを可能な限り早急に公表する必要がある点に鑑みると、ある程度割り切った処理を規定する必要があると考えるが、その場合に当該処理が理論上も適切と誤解されて他のリース取引等に影響を及ぼすことがないように、説明は十分に行う必要があるとの意見が示された。

(論点 1: 取り扱う契約内容の変更の範囲)

- ある委員より、すでに本スキームは運用が開始されていることから、リース取引の実際の利用者にニーズを確認する等して、契約内容の変更として会計上の取扱いを定める範囲を絞り込む工夫が必要と考えるとの意見が示された。

(論点 2: ファイナンス・リース取引かどうかの再判定)

- ある委員より、リース会計専門委員会での議論や再判定の手法の根拠の記述に鑑み、事務局提案の A 法（当初のリース取引開始日に遡って再判定を行うアプローチ）の採用を支持するとの意見が示された。

(論点 3: 契約変更時の会計処理)

- ある委員より、論点 2 で A 法を採用すべき理由として借手と貸手の間で追加的なコスト

や便益の移転があったと考えていることとの整合性を考慮すれば、理論上は 1 法（当初のリース取引開始日に遡ってファイナンス・リース取引の会計処理をしたかのように測定する手法）の  $\alpha$  法（リース資産とリース債務の差額を契約変更時に損益に認識する方法）を選択し、当該移転に伴う損益を契約変更時に認識する処理が適切と考えるとの意見が示された。さらに、事務局が提案している 2 法（契約変更時以降に生じるリース料等の条件に基づき、測定する手法）が実務的である点は理解するが、理論上は、説得力に欠けるのではないかと意見が示された。

- ある委員より、契約変更時の会計処理の考え方としては 1 法を支持するとの意見が示された。

（論点 4：変動型及びハイブリッド型のリース料を有するリース契約の契約変更から派生する論点）

- ある委員より、変動型に特有の論点について全く検討しないわけにはいかないと思うが、仮に検討を行うにしても、検討する範囲は必要最小限にとどめる必要があると考えるとの意見が示された。

以 上